

鳥獣被害対策について（その1）

（平成27年5月28日）

鳥獣被害対策の進め方について

福島県農林水産部農業振興課

1 鳥獣被害対策の基本的な考え方

野生鳥獣による農作物被害対策を行う場合、これまでの事例から捕獲だけでは被害はなくなりません。まずははじめに、集落環境診断などで被害が発生している要因を知り、その上で適切な対策を実施することが重要です。対策は一つだけではなく、複数をバランスよく組み合わせて実施する必要があります。

また、対策は住民と行政がそれぞれの役割に応じて協働で進めるとともに、集落や地域づくりも考慮し進めることが大切です。

対策の三本柱は、「集落・農地管理（被害防除）」、「生息環境管理」、「個体数管理」です。

（1）集落・農地管理（被害防除）

侵入防止柵（電気柵など）設置、未利用果樹伐採、収穫残渣をなくす、耕作放棄地解消、追払いなどです。

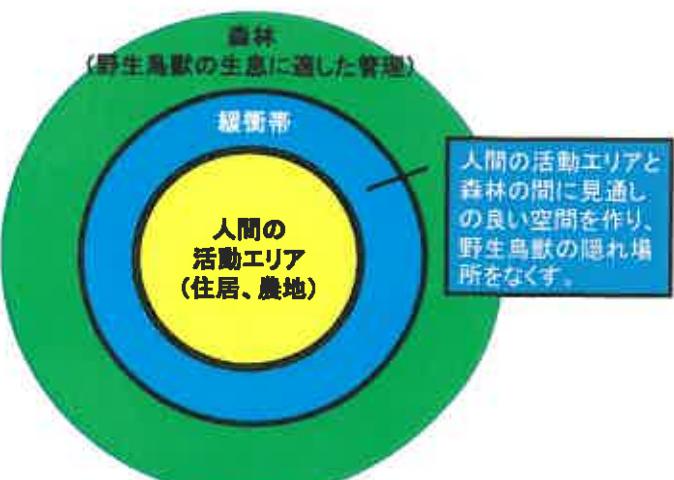
（2）生息環境管理

野生鳥獣の生息地を適切に整備する（人工林の手入れ、広葉樹林の育成などによる野生鳥獣の生息に適した森林の整備）、農地や集落の周辺に緩衝帯を設けるなどです。

（3）個体数管理

捕獲などにより野生鳥獣の安定生息数を維持し、生息密度、生息域などを適切に管理することです。特定鳥獣保護管理計画に従って進める必要があります。

鳥獣被害対策の三本柱



生息環境管理のイメージ

2 集落ぐるみの体制づくり

野生鳥獣が人里に出没するのは、餌を食べることができるからです。個々の農家
が行う点的対策では、野生鳥獣にとってその集落の餌場価値は大きく下がりません。
餌場価値を大きく下げるためには、集落など一定の広がりを持って面的に取り組む
ことが大切です。

3 被害防止の進め方

(1) 相手を知る



- ・学習会の開催などにより、野生鳥獣の生態や被害対策の知識を養う。

(2) 自分を知る



- ・集落環境診断により、加害鳥獣、被害状況、これまでの対策の効果点検などを行う。診断結果に基づき今後の対策を検討する（いつ、だれが、何をするのか）。
- ・集落ぐるみの自衛体制づくり。

(3) 餌を与えない



- ・収穫残渣の片付け、未利用果樹の伐採、生ゴミの適正処理などを行う（鳥獣が容易に餌を食べることができないようにする）。

(4) 守る



- ・侵入防止柵（電気柵など）設置、花火による追い払い、耕作放棄地解消、緩衝帯整備、森林整備などを行う。

(5) 攻める

- ・必要に応じた捕獲などを行う。

発行：福島県農林水産部農業振興課 TEL 024(521)7339

○農業振興課ホームページ：以下のURLより他の農業技術情報（生育情報、気象災害対策、果樹情報、特別情報）をご覧いただけます。

URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/>

○ふくしま新発売：以下のURLより最新の農林水産物モニタリング情報、イベント情報等をご覧いただけます。

URL : <http://www.new-fukushima.jp/>